

市民福祉常任委員会（2月16日）

開会（10：56）

- 太田浩三郎委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会いたします。
- 当委員会に付託された議案は3件であります。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、健康福祉部、市民部の順で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。
- なお、今回の付託議案に対する委員会質疑は事前通告によるものとし、発言順につきましても、お手元に配付の通告一覧表のとおりといたしますので、御了承願います。
- それでは、健康福祉部の議案審査に入ります。
- 議第18号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。
- 質疑の通告がありますので、順次御発言願います。
- 最初に、川島委員、お願いします。
- 川島 要委員 補正予算書の71ページを御覧いただきたいと思います。
- 高齢者生きがい活動支援通所者負担金という部分の費用のところ、御説明では、利用実績を踏まえた負担金の減額ということでございました。詳細を伺います。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 高齢者の生きがい活動支援通所者負担金につきましては、高齢者生きがい支援通所事業の利用見込みの減990万円に伴い、事業費の1割に当たる利用者負担分についても減を見込み、99万円の減額といたしました。
- 以上です。
- 川島 要委員 利用実績が減ったということでございますけれども、主な要因を教えてください。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 これは、高齢者生きがい支援通所事業の歳出のほうの説明になりますが、利用者の見込みが次のところでの質疑にも重なってしまう部分があるかと思っておりますけれども、主な要因は、利用者の見込みが減になった理由としましては、4月、5月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことによりまして、活動場所である大井川福祉センター及び焼津市総合福祉会館が休館になったことが主な理由でございます。
- 太田浩三郎委員長 それでは、次に杉田委員。
- 杉田源太郎委員 今の箇所と同じとなると思っておりますけど、利用実績を踏まえた減額の理由が、福祉センターが休館になった、それだけでしょうか。この利用状況というのは。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 当初1日当たりの利用人数を継続の方は34名、新規の方5名ということで稼働日数243日で年間延べ9,300人の利用を見込んでおりましたが、利用実績によりまして、継続と新規を合わせて1日24.7人の利用にとどまるというふうに見込んだことから、延べ利用人数は6,002人ということで、3,300人分の990万円の減額補正をさせていただきました。
- 理由につきましては、先ほどの会館がお休みになっていた期間があるよということが

主な理由であります。

- 杉田源太郎委員 私が聞いたかったのは、福祉会館でやる高齢者生きがい活動という、これは、会館以外でもいろんな活動をされていると思うんだけど、そこは減額になったから入っていないということですね。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 高齢者生きがい活動支援事業につきましては、かもめデイサービスさんが総合福祉会館内、それから、ぬくもりさんが大井川福祉センターということで、2か所でございます。
- 太田浩三郎委員長 それでは、次に同じ杉田委員。
- 杉田源太郎委員 同じ4款1目ですけど、社会資源把握支援事業費、ここもマイナスになっているわけなんですけど、この内容について説明をお願いします。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 社会資源把握支援事業費の内訳についてですが、業者の決定によりまして、システム導入費用の契約差金が77万円生じたこと、それから、説明会資料の作成をシステム業者に委託することで、印刷製本費が10万8,000円削減できたことによりまして、その見込みの差額の87万8,000円を減額するものです。
以上です。
- 杉田源太郎委員 ちょっとよく理解できないんですけど、77万8,000円でしたか、これの委託業者はどなたが……。もう一回、説明をお願いします。
- 増田浩之健康福祉部長 そもそもこの予算は、社会資源の把握ということで、事業者とか、インフォーマルサービスのやっているサービスをシステムに計上してあげて、みんながその情報を共有化できるというようなシステム事業費でございます。そのシステムの導入に当たって業者が決定しましたので、その決定額、要するに契約額を予算上で措置した差額が77万円生じたということでございます。いわゆる契約差金でございます。
- 太田浩三郎委員長 以上で通告による質疑は終了したので、質疑、意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第18号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 太田浩三郎委員長 以上で、健康福祉部の議案審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩(11:06~11:07)

- 太田浩三郎委員長 会議を再開する。
市民部の議案の審査に入ります。
初めに、議第15号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題といたします。
質疑の通告がありますので、順次御発言願います。
最初に、杉田委員。
- 杉田源太郎委員 まずは、6款1項1目、歳入ですけど、その中で、保険基盤安定負担

金の中の低所得者軽減分、これについて伺いたいと。

- 平田泰之保険年金課長 保険基盤安定負担金、あと、保険税軽減分マイナス877万3,000円の内訳につきましての御質疑であります。保険税軽減部分は、低所得者世帯の所得状況に応じて、保険税の均等割額、平等割額をそれぞれ7割、5割、2割分を軽減し、その軽減総額に対し、県4分の3、市4分の1を共同で国保会計に繰り入れるものです。令和2年度当初予算では、保険税の均等割に係る軽減被保険者数を1万5,387人、平等割に係る軽減世帯数を1万130世帯と見込みました。しかし、保険基盤安定負担金の交付金の算定基準日となる10月20日現在では、均等割に係る軽減被保険者数で1万5,022人、平等割に係る軽減世帯数で1万11世帯となり、当初の見込みをそれぞれ365人、119世帯下回りました。これにより、均等割で677万7,000円、平等割で199万6,000円の減額となりました。

以上です。

- 杉田源太郎委員 当初より、10月20日現在の状況で365人の人数が少なかった。この少なくなった要因というのは、どういうふうに分析されていますか。
- 平田泰之保険年金課長 当初の軽減被保険者数につきましては、その前の年の数字を基に計算をしております。当然加入と脱退が繰り返されますので、その結果として、このように減ったというふうに考えております。
- 杉田源太郎委員 自分の感覚が違うのかもしれないですけど、後期高齢者だと、今ずっと高齢化が進む中で、75歳以上がどんどん増えていくんじゃないかなと思うんですけど、そういうことじゃないですか。
- 平田泰之保険年金課長 こちらの国保会計につきましては、75歳未満になるものですから、すみません。そのような形になると思います。
- 太田浩三郎委員長 それでは、次に、再度、杉田委員、お願いします。
- 杉田源太郎委員 6款1項1目保険基盤安定繰入金の中で、この中の保護者支援分、3,060万1,000円の内訳について伺います。
- 平田泰之保険年金課長 保険基盤安定繰入金、保険者支援分3,060万1,000円の内訳につきましての御質疑であります。保険者支援分は、保険税負担能力の低い低所得者が多く加入するという国民健康保険の構造的な問題により、他の被保険者の保険税が多くなることから、財政基盤の強化を図るため、軽減被保険者数に平均保険税調定額の一定割合を乗じた額に対し、国2分の1、県4分の1、市4分の1を共同で国保会計に繰り入れるものです。

令和2年度当初予算では、保険税の軽減被保険者数を1万5,387人と見込みました。

しかし、保険基盤安定負担金の交付金の算定基準日となる10月20日現在では、軽減被保険者数は1万5,022人で、当初の見込みを365人下回りましたが、平均保険税調定率では、医療分、後期分、介護分ともに増額となりました。これにより、医療費では2,230万6,000円、後期支援分では608万8,000円、介護分では220万7,000円の増額となりました。

- 太田浩三郎委員長 次にいきます。
- 杉田源太郎委員 歳入の5款1項1目で基金の繰入金なんですけど、ここで国民健康保険の事業基金の取崩しでマイナスの4,615万1,000円、これについてお伺いいたします。
- 平田泰之保険年金課長 国民健康保険事業基金取崩しの内訳についてであります。今回

の補正は、歳入では延滞金や新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免額に対する国、県からの交付金、保険基盤安定繰入金や基金の積立利子などの増額と医療費の減額に伴う県の普通交付金の減額により、総額で1億4,534万円の減額となっております。

一方、歳出では、利息を基金に積み立てるための増額と新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の減額により総額で1億9,149万1,000円の減額となっております。

この結果、歳入が歳出を上回りましたが、取り崩した基金を収入に充てていたため、取り崩す必要がなくなった4,615万1,000円を基金から減額したものです。

- 杉田源太郎委員 当然新型コロナウイルス感染症の中で、お医者さんに行くのもためらっているというのは、そういうことがずっと報道されているんですけど、ここの中でも国民健康保険を使っておられる方がお医者さんに行くことが減ってしまったということではないですか。
- 平田泰之保険年金課長 この基金の取崩しについては、減額分が主になっていると思いますけれども、医療費につきましては、当然新型コロナウイルス感染症の影響の中で、当初見込まれていた医療費よりも少なくなっているという現状があると思います。その分につきましては、減額補正という形を取らせていただいております。
- 杉田源太郎委員 その中で、過去にも伺ったんですけど、延滞金の4,010万円、この関係なんですけど、説明をお願いします。
- 平田泰之保険年金課長 延滞金につきましては、あくまでも当初で組んでいた金額よりも多くなるということですので、昨年度も同様に延滞金が増えているということで補正をさせていただいております。現状に合わせて補正をさせていただいた結果であり、延滞金がイコール基金の取崩し額だよということではなく、歳入と歳出の結果としてこの金額になったということでありますので、延滞金イコール基金の取崩しではなく、歳入、歳出のあくまでも差し引いた中での減額がこの金額となっております。
- 太田浩三郎委員長 次に、川島委員。
- 川島 要委員 私の質疑も今の質疑と同様で、今の御答弁でオーケーでございます。
- 太田浩三郎委員長 副委員長、交代してください。
- 藁科寧之副委員長 交代します。
- 太田浩三郎委員長 私も延滞金の関係なんだけれども、新型コロナウイルス感染症を受けて、延滞者が増えたのかなということを疑問に思いましたので、そのところを教えてください。
- 平田泰之保険年金課長 延滞金の補正につきましては、11月末現在で約4,200万円であったことから、年間で約5,000万円と見込み、増額補正をしたものであります。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の納付の遅れにより延滞金が増えたのではないかと御質疑ですが、延滞金につきましては、昨年度も同様に実績に応じて補正しているところであり、一概に新型コロナウイルス感染症の影響により延滞金が増額したものではないと考えております。
また、保険税の収納業務につきましては、個別の需要に配慮しつつ、適切かつ丁寧な対応に努めているところであります。
- 藁科寧之副委員長 委員長に戻します。

○太田浩三郎委員長 次に藁科委員、お願いします。

○藁科寧之副委員長 私も少し重なる部分がございますが、歳入8款1項1目の一般被保険者延滞金につきまして、延滞金の内訳についてということでお伺いをいたします。

基本的なことで御質疑させていただくわけなんです、延滞金の過年度、遡り年数は何か年に期間をもって延滞金として処理されていくのか。また、賦課金に係る延滞金利率はどのような状況か、質疑をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○平田泰之保険年金課長 延滞金につきましては、先ほど太田委員の御質疑に対して御答弁申し上げたとおりであります。

なお、延滞金ですが、保険税の納期限を過ぎますと、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて法律で定められた割合で計算した延滞金が加算されます。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、本税に対し年7.3%、1か月を経過した日から納付した日までの期間については、年14.6%の割合ですが、平成12年から特例措置により見直しがされており、令和3年1月1日からは、それぞれ2.5%、8.8%の割合となっております。

算出した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、全体が1,000円未満であるときは延滞金はかかりません。時効につきましては、本税と同じ5年間となります。

○藁科寧之副委員長 延滞金の納付措置、それについてはどんな取組をされているか、状況を御説明いただけたらと思いますけど、よろしくお願ひいたします。

○平田泰之保険年金課長 延滞金の納付の促進ということでございますが、現在、滞納金額につきましては、基本的には差押さえなどの滞納処分により納付の促進に努めているところであります。

一方で、中には事情がありまして、納税が進まないという方もございます。今現状、新型コロナウイルス感染症等の影響もありまして、例えば国保税につきましては軽減措置もございまして、納税のほうでは徴収猶予という制度もありますので、それによって、申請をしていただいて、猶予という形を取っています。納付の促進と、一方では猶予という2つの形で滞納整理を行っております。

○太田浩三郎委員長 次に増井委員、お願いします。

○増井好典委員 私のほうから、2款1項1目一般被保険者療養給付費の件でございます。

こちらのほうは、金額がかなり大きいわけですが、新型コロナウイルス感染症の受診減ということで説明を受けております。その内訳についてお伺ひいたします。

○平田泰之保険年金課長 一般被保険者療養給付費につきましては、当初予算要求時に過去3年間の実績から、令和元年度を80億円と見込み、これに対し、令和2年度は98.75%の79億円と見込みました。今回、令和2年度前半分の実績を含め推計し直し、当初予算額に対して97.99%、77億4,100万円と見込みました。これにより不用額となった1億5,900万円を減額するものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響ですが、一般被保険者療養給付費の実績額の推移を見ますと、緊急事態宣言が発令された令和2年4月診療分は、前年対比90.57%、5月診療分では84.96%と一時的に落ち込みが見られましたが、その後は回復しており、大きな減少は見られておりません。

○太田浩三郎委員長 次に、川島委員、お願いします。

○川島 要委員 私も今の御質疑と同様ですので、御答弁、結構でございますが、何%の減なんでしょうか。

○平田泰之保険年金課長 今回の補正につきましては、当初予算に対しまして97.99%、77億4,000万円という形でございます。

○太田浩三郎委員長 次に杉田委員、お願いします。

○杉田源太郎委員 まず最初に、2款1項1目ですけど、今、説明の内容と同じなのかなと思うんですけど、医療給付費がこれだけ大きく減っているという、具体的にどこどころが減っているのか、比較みたいなのは分かりますか。

○平田泰之保険年金課長 こちらにつきましては、あくまでも医療費になりますので、お医者さんにかからなかったとか、そういうことが主な要因であると考えております。

先ほども御説明させていただきましたとおり、緊急事態宣言下においては、90%を割るときもありましたので、緊急事態宣言が出まして、医療にかかる必要がない方は医療受診控えというのがあったのではないかと推測されます。

○太田浩三郎委員長 次に杉田委員、お願いします。

○杉田源太郎委員 高額療養費が1,400万円減っているわけなんですけど、具体的にどこどころが減ったということは難しいかもしれないですけど、どんなふうに見ているのでしょうか。

○平田泰之保険年金課長 一般被保険者高額療養費につきましては、当初予算要求時には、過去3年間の実績により、令和元年度を11億2,300万円と見込み、これに対し、令和2年度は101%の11億3,400万円と見込みました。今回、令和2年度前半分の実績を含め推計し直し、当初予算額に対して98.77%、11億2,000万円と見込みました。こりにより不用額となった1,400万円を減額するものであります。

一般被保険者高額療養費支給費の実績額の推移を見ますと、緊急事態宣言が発令された影響があり、4月及び5月診療分に係る7月支払い分が前年対比87.69%と一時的な落ち込みは見られましたが、その後は回復し、大きな減少は見られておりません。

なお、先ほど御質疑ありました高額はどのようなものかということ、やはり医療費に係る高額なウエートが多いものですから、主に入院が大きな要因となっているものと考えております。

○太田浩三郎委員長 最後に川島委員、お願いします。

○川島 要委員 私も今の高額療養費の件でございます。

いわゆる高額療養費というと、状態も非常に重たい病気であると。なかなか手術も難しい手術であるということで、新型コロナウイルス感染症の影響も当然あるんでしょうけれども、なかなか新型コロナウイルス感染症だからといって手術をしないとか、入院をしないとかということができるといふ状態の病気ではないんじゃないかなという気もするんですけど、今、4月、5月は減少があったというお話だったので、新型コロナウイルス感染症の影響もあったのかなというふうに思うんですけども、特に何科の病気が大きかったとかというのは分からないんですか。

○平田泰之保険年金課長 どの病名がどこまでかというところまでは推測ができない部分がありまして、お答えができなくて申し訳ありません。

○川島 要委員 特に入院をされますと、1週間ぐらいで退院できるような病気じゃない

と思うんですよ。そうすると、たまたま4月、5月に入院される人が少なかったのかもしれないけれども、こういう病気というのは、いつ、予定をして入院するとか、治療するとかという病気ではなくて、緊急性を要する病気が多いんじゃないかと思うんですが、いわゆる過去数年の実績と比較をして、特に今年度の4月、5月が少ないとおりに、新型コロナウイルス感染症の影響だというふうに判断されますか。

○内田宣仁市民部長 今回、科ごとというのは、先ほど課長が答えましたとおり、把握はできておいませんけれども、新型コロナウイルス感染症の影響というのは、新しい生活様式ということで、皆さん、マスクをして生活をするようになって、手洗いもしたり、そういうことによって、病気にもかかりにくくなったというのも1つの要因としてはあるかと思えます。確かに今、私が感じているのが、今年はインフルエンザがはやっていないなということがまずございます。それと、できるだけ不要不急の外出を控えようということで、そういった中の行動の1つにも、病院に行くのにも緊急性がないかなというふうに自分で思った場合に病院に行かないことがあったのかなと。定期的に通院する方、症状の重い方は、そこまで我慢する、病院に行かないということは控えることはないんじゃないかなというふうに推測はしております、あくまで新型コロナウイルス感染症の影響でそういったことが起こっているんだなという推測の域は出ないですけれども、そういったところが感じているところでございます。

○川島 要委員 高額療養費を使う病気自体が、自分でコントロールできるような病気ではないというのが大半ではないかなと思うんですね。ですから、ちょっと突っ込んで聞いてみたんですけども、基本的には新型コロナウイルス感染症の関係で様々に自助努力して、健康管理をして、病気になる可能性を抑えるということの解釈で理解をいたします。

○太田浩三郎委員長 以上で通告による質疑は終了したので、質疑、意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第15号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 次に、議第19号「令和2年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次御発言願います。

最初に、杉田委員。

○杉田源太郎委員 保険基盤安定負担金、低所得者軽減分の内訳をお願いします。

○平田泰之保険年金課長 保険基盤安定繰入れ(低所得者軽減分)は、低所得者の所得状況に応じて保険料の均等割額をそれぞれ7.75割、7割、5割、2割の軽減をし、その軽減総額に対し、県4分の3、市4分の1を共同で後期会計に繰り入れるものです。

保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合は、令和2年度当初予算では、軽減対象者の人数を1万2,006人と見込みました。しかし、保険基盤安定負担金の交付金の算定基準日となる10月20日現在では、軽減対象人数は1万3,189人となり、当初の見込みを1,183人上回りました。これにより1,400万5,000円の増額となりました。

- 太田浩三郎委員長 最後に杉田委員、お願いします。
- 杉田源太郎委員 同じ負担金ですけど、社保被扶養者軽減分、それについても聞きたいと思えます。
- 平田泰之保険年金課長 保険基盤安定繰入れ（社保被扶養者軽減分）は、後期高齢者医療保険に加入する直前まで社会保険の被扶養者であった方に対し、加入後2年間、保険料の均等割を5割軽減し、その軽減総額に対し、県4分の3、市4分の1を共同で後期会計に繰り入れるものです。保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合は、令和2年度当初予算では、軽減対象者の人数を71人と見込みました。しかし、保険基盤安定負担金の交付金の算定基準日となる10月20日現在では、軽減対象人数は112人となり、当初の見込みを41人上回りました。これにより32万4,000円の増額となりました。
- 太田浩三郎委員長 以上で通告による質疑は終了したので、質疑、意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第19号「令和2年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 太田浩三郎委員長 以上で市民部の議案の審査は終了した。
以上で、当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
以上で、市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会（11：40）